

第 18 編 農 道 編

第 1 章 道 路

第 1 節 適 用

農道工事における道路の施工については、第 10 編第 1 章道路改良の規定による。

第 2 節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**及び以下の基準類、第 10 編道路編に掲げる適用すべき諸基準による。

また、この諸基準は、最新版を適用する。

なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は、監督職員と**協議**しなければならない。

農林水産省 土地改良事業計画設計基準・設計「農道」 (平成 17 年 3 月)

第 2 章 舗 装

第 1 節 適 用

農道工事における舗装の施工については、第 10 編第 2 章舗装の規定による。

第 3 章 橋梁下部

第 1 節 適 用

農道工事における橋梁下部の施工については、第 10 編第 3 章橋梁下部の規定による。

第 4 章 鋼橋上部

第 1 節 適 用

農道工事における鋼橋上部の施工については、第 10 編第 4 章鋼橋上部の規定による。

第 5 章 コンクリート橋上部

第 1 節 適 用

農道工事におけるコンクリート橋上部の施工については、第 10 編第 5 章コンクリート橋上部の規定による。

第 6 章 トンネル

第 1 節 適 用

農道工事におけるトンネルの施工については、第 10 編第 6 章トンネル（NATM）の規定による。

第 7 章 道路修繕

第 1 節 適 用

農道工事における道路修繕の施工については、第 10 編第 12 章道路修繕の規定による。